

定 款

2022年3月30日現在

東京都中央区京橋二丁目6番21号

株式会社**パイロットコーポレーション**

平成 13 年 3 月 株パイロット、パイロットインキ株、パイロットプロレシジョン株のそれぞれの定時株主総会にて承認

平成 14 年 1 月 4 日 発 効

平成 14 年 4 月 2 日 一部変更および商法改正に伴う一部変更

平成 15 年 3 月 28 日 一部変更および商法改正に伴う一部変更

平成 15 年 7 月 1 日 合併による一部変更

平成 16 年 3 月 30 日 一部変更

平成 17 年 3 月 30 日 一部変更

平成 18 年 3 月 30 日 一部変更

平成 19 年 3 月 29 日 一部変更

平成 20 年 1 月 1 日 一部変更

平成 20 年 3 月 28 日 一部変更

平成 21 年 3 月 27 日 一部変更

平成 25 年 2 月 22 日 一部変更（平成 25 年 7 月 1 日発効）

平成 25 年 3 月 28 日 一部変更（平成 25 年 7 月 1 日発効）

平成 25 年 7 月 1 日 一部変更

平成 27 年 3 月 27 日 一部変更

平成 27 年 7 月 1 日 一部変更

2022 年 3 月 30 日 一部変更

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社パイロットコーポレーションと称し、英文では、PILOT CORPORATION と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理し、またその事業を営むことを目的とする。

- ① 万年筆・シャープペンシル・ボールペン・マーキングペン・インキ・文房具・玩具・ホッチキス等事務用文具・筆記板等事務用機械器具及びその付属品・ノート等紙工品・陶磁器・漆芸品・喫煙具の製造、販売及び輸出入
- ② 前①号に係るものの表面処理等の加工
- ③ 指輪等貴金属製品の製造・宝石の加工並びに販売及び輸出入
- ④ 印刷用インキ・印刷用ワニス・顔料・塗料・染料の製造、販売及び輸出入並びに各種印刷画付加工及び印刷画付材料の製造、販売及び輸出入
- ⑤ 合成樹脂及び合成繊維の製造、販売及び輸出入
- ⑥ 前⑤号に係るものの表面処理等の加工
- ⑦ 手芸品・日用品雑貨・日用大工用品・台所用品・寝具・衣料品・スポーツ用品・自転車・健康機器・防災用品の販売及び輸出入
- ⑧ 磁気利用表示カード及び表示板・電子看板等産業用機械器具及び液体供給装置・プリント基盤用スクリーン印刷機等精密機械器具・印刷機械器具並びにその周辺機器及び部品、ベルト・チューブ等消耗品の製造、販売及び輸出入
- ⑨ 歯科医療の補綴物・充填物及び特殊セラミックス製医療用具・光通信用接続部品等各種セラミックス製品の製造、販売及び輸出入
- ⑩ 家具・建具の製造、加工、販売及び建築工事の施工
- ⑪ 建築材料の販売及び輸出入
- ⑫ 通信及び無線通信機械器具・電子機械器具・コンピュータ並びにその周辺機器及び部品、コンピュータリボン等消耗品の製造、販売及び輸出入
- ⑬ 各種コンピュータシステム及びそのソフトウェアの企画、制作並びに販売
- ⑭ ペン習字に関する通信教育講座並びにこれらに関する出版及びカセットテープの製作、販売
- ⑮ 教育出版物及び教育機器の製作、販売及び輸出入
- ⑯ 芳香剤・消脱臭剤・化粧品の製造、販売及び輸出入
- ⑰ 食料品・酒類・清涼飲料水・園芸植物等の販売及び輸出入
- ⑱ 損害保険代理店業務並びに生命保険の募集に関する業務
- ⑲ 不動産の賃貸及び管理
- ⑳ 喫茶店の経営
- ㉑ 筆記具博物館の運営
- ㉒ 催事の企画、運営
- ㉓ 販売促進、商品開発に関する情報・資料の収集、企画及び販売

- ②₄ ミュージアムグッズ及びミュージアム関連出版物の販売
 - ②₅ パーティー用会場の賃貸
 - ②₆ 家庭用及び工業用電気機械器具並びにその周辺機器、部品、消耗品の製造、加工、修理並びに販売
 - ②₇ 古物の修理及び売買
 - ②₈ 前①、⑬、⑭、⑮、⑯号に関する宣伝広告事業及び情報処理サービス並びに情報提供サービス事業
 - ②₉ 物流センターの管理運営並びに物品の仕分け、梱包業務の請負
 - ⑩ 海上及び陸上貨物運送に附帯する貨物取扱い業
 - ⑪ 倉庫業
 - ⑫ 倉庫の賃貸業
 - ⑬ 通関業務
 - ⑭ 前各号に付帯する一切の事業
- 2 当会社は、経営コンサルティング業務を営むことができる。
- 3 当会社は、前各項に付帯する一切の業務を営むことができる。

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、180,000,000 株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 10 条 (基準日)

当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第 11 条 (株式取扱規則)

当会社の株主権行使の手続きその他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

第 13 条 (議 長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第 14 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める決議は、

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の当該株主総会において議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又はその代理人は株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条 (定 員)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

第 18 条 (選任方法)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役選任の決議については、累積投票によらない。

第 19 条 (任 期)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 20 条 (取締役会の招集)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役

会を開催することができる。

第 21 条 (取締役会の権限)

取締役会は、法令又は本定款が特に定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。

第 22 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 23 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めることができる。

3 取締役社長は、当会社全般の業務を総理する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 24 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 26 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 27 条 (社外取締役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 28 条 (監査等委員会の招集)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査

等委員会を開催することができる。

第 29 条 (監査等委員会の権限)

監査等委員会は、法令又は本定款が特に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。

第 30 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

第 32 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第 33 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第 34 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 35 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

第 7 章 買収防衛策

第 36 条 (大規模買付行為に関する対応方針)

当会社は、取締役会の決議により、買収防衛策として、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「対応方針」という。）を定めることができる。取締役会が対応方針を定めたときは、その後初めて行われる定時株主総会の決議をもって承認を得なければならない。

第 37 条 (新株予約権の内容)

取締役会は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしよ

うとするときまたは新株予約権無償割当てを行う場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。

- (1) 対応方針で定める者（以下、「買収者等」という。）による当該新株予約権の行使は認められないものとすること
- (2) 当会社が当該新株予約権の一部を取得することとともに、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができるものとすること

附則

第 1 条 （社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第 20 期定期株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。

第 2 条 （電子提供措置等に関する経過措置）

現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第 14 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。